

議案参考資料

[令和2年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

地域づくり課 地域づくり係

議案名

議案第101号 指定管理者の指定について(桐生市民活動推進センター)

趣旨・目的

桐生市民活動推進センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

概要

桐生市民活動推進センターの設置及び管理に関する条例第9条の規定に基づき桐生市民活動推進センターの管理を行わせるため、一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワークを指定管理者として指定しようとするものです。

- 1 施設の名称 桐生市民活動推進センター
- 2 指定する団体 桐生市広沢町七丁目5134番地の1
一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワーク
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
(5年間)

背景・経過

桐生市民活動推進センター(通称:ゆい)は、市民活動を推進していくための拠点として平成14年7月に開設し、平成21年4月からは、JR桐生駅構内に拠点を移し、市民活動の促進を通じて市民サービスの向上に努めています。

桐生市民活動推進センターの指定管理期間が令和3年3月31日をもって終了することから、公募による選考の結果、施設の運営能力、専門性、企画力をもって効率的かつ効果的な事業運営が図れると期待できること、指定管理者として市の考え方を理解し、共有して施設管理を担う意識が高いと認められることから、引き続き一般社団法人きりゅう市民活動推進ネットワークを指定しようとするものです。